



きいゅう暮らし応援事業補助金



空き家利活用助成

【上限70万円版】

補助対象者

- 空き家を持っている人。またはこれから購入予定の人。
- 所有する空き家をリフォームして貸す予定の人。
- 空き家を借りてリフォームする予定の人。



補助対象住宅

1年以上空き家になっている専用住宅、併用住宅(住宅部分のみ)、区分所有されたマンションや長屋建住宅のうち、個人が所有している建物。

補助条件

- 工事着手前に必ず申請すること。
- リフォームした住宅へ5年以上定住すること
(リフォーム後に貸す予定の場合は、その家を借りて住む人が5年以上定住することが条件となります)。
- リフォーム工事費が20万円(消費税込み)以上であること。
- 桐生市内の業者による施行工事であること。
- 補助を受ける人の世帯全員に市税等の滞納がないこと。
- 補助を受ける人及びリフォームした住宅に住む人全員が暴力団員ではないこと。

補助金額

基本補助額と加算補助額の合算で上限70万円(補助対象経費の100分の50)

■ **基本補助額** ⇨ 補助対象経費の100分の30で上限20万円

■ **加算補助額** ⇨ 以下の5種類の合算

加算補助	内容	金額
移住加算	補助を受ける人(リフォーム後の住宅を貸す場合は、その住宅に住む人)が市外からの転入者の場合	20万円
子ども加算	補助を受ける人の世帯(リフォーム後の住宅を貸す場合はその住宅に住む人の世帯)に中学生以下の子どもがいる場合	子ども1人につき15万円
空き家・空き地バンク利用加算	空き家・空き地バンクに登録している物件をリフォームして利活用する場合	15万円
性能向上加算	住宅の性能を向上させる20万円以上の「省エネ工事」・「耐震改修工事」・「バリアフリー工事」・「防犯工事」を行った場合	10万円
ファミリー加算	補助を受ける人の世帯が2人以上の世帯の場合	15万円

※注1 子ども加算とファミリー加算が重なった場合は、子ども加算のみとなります。

※注2 市の他の補助金と加算補助の内容が重なった場合は、先に申請をしたほうのみの加算となります。

補助金交付申請の流れ

- ① 交付申請書提出
- ② 交付決定通知
- ③ 工事着工→工事完了
- ④ 完了報告書提出
- ⑤ 補助金額の確定通知
- ⑥ 補助金の請求書提出→指定口座へ振込



- ※注1 必ず工事着工前に交付申請してください。着工してしまうと補助対象となりません。
- ※注2 交付決定後、2か月以内に工事に着手してください。2か月を過ぎると交付決定が取り消しとなる場合があります。
- ※注3 工事内容に10%以上の減額変更があった場合や工事を中止する場合は、必ず変更承認申請書（様式第4号）または中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を提出し、承認を受ける必要があります。
- ※注4 完了報告書の提出は、工事完了後1か月以内もしくは当該年度の12月末日までのいずれか早い日までに提出してください。

交付申請に必要な書類

	項目	様式
必須	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書	様式第1号
	<input type="checkbox"/> 補助対象者世帯全員の住民票（貸す場合は、住む予定の人の住民票も必要）	任意様式
	<input type="checkbox"/> 補助対象物件の登記簿謄本（未登記物件の場合は評価証明書）	任意様式
	<input type="checkbox"/> 改修工事の見積書及び明細書	任意様式
	<input type="checkbox"/> 補助対象物件の位置図及び改修場所の分かる図面	任意様式
	<input type="checkbox"/> 世帯全員の市税の完納証明書（発行後1か月以内・中学生以下は省略）	任意様式
	<input type="checkbox"/> 定住確約書（リフォーム後の住宅に住む人のものが必要です）	様式第1号の2
必要に応じて添付	<input type="checkbox"/> 空き家の期間が分かる証明書、または空き家であることの確約書	様式第1号の3
	<input type="checkbox"/> 補助金申請承諾書（共有の場合）	様式第1号の4
	<input type="checkbox"/> 補助金申請承諾書（未相続の場合）	様式第1号の5
	<input type="checkbox"/> 売買契約書又は賃貸借契約書（予定がある場合）	任意様式
	<input type="checkbox"/> 土地・建物所有者同意書（土地の所有者が違う場合又は空き家を借りる場合）	様式第1号の6
	<input type="checkbox"/> 補助金申請事務代行届（申請を業者などに代行してもらう場合）	様式第2号
<input type="checkbox"/> その他加算補助に関する書類（性能向上加算の場合は明細内訳）	任意様式	

ご注意

- きりゅう暮らし応援事業（住宅取得応援助成）との併用、および空き店舗活用型新店舗開設・創業促進事業補助金（商工振興課）との併用は可能ですが、加算補助項目が同じ場合は先に申請した方のみの加算となります。
- 空き家利活用助成と住宅取得応援助成を併用する場合、空き家利活用助成を先に申請する必要がありますので、ご注意ください。
- 要綱の規程に違反した場合、補助金の返還を求める場合があります。